

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)
様式

作成日 2023/10/30

最終更新日 2023/10/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2023年10月30日
国立大学法人名		京都工芸繊維大学
法人の長の氏名		森迫 清貴
問い合わせ先		075-724-7014 soumuki@jim.kit.ac.jp
URL		https://www.kit.ac.jp/

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>(令和5年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況)</p> <p>【確認の方法】 令和5年度第3回経営協議会(令和5年10月25日開催)において、令和4年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見聴取を行い、審議・承認を経ました。 経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおりです。</p> <p>【経営協議会意見】(原則3-3-3) 学長が適正な法人経営を行うために、学長の業務実績に対する客観的な評価の実施等により牽制機能を十分に働かせることが重要である。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】 学長の業務執行状況について、「学長の業務執行状況についての評価の実施に関する要項」を定め、学長選考・監察会議において、毎年度1回定期的に、業務実績、学長との面談、監事の意見等を踏まえ評価を行っており、引き続き適切な運用を図ることにより牽制機能を維持していきます。</p> <p>(令和4年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況)</p> <p>【確認の方法】 令和4年度第3回経営協議会(令和4年10月21日開催)において、令和3年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見聴取を行い、審議・承認を経ました。 経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおりです。</p>

		<p>【経営協議会意見】（補充原則4-1②） ○ディプロマポリシーの改訂においては、教育プログラム全体が体系的なものとなるよう留意願いたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】 令和4年度は、教育プログラムを体系的に整理し、学生にとってよりわかりやすいものになるように、学部各課程のディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）に工織コンピテンシーの各要素を盛り込むとともに、DPを達成するための具体的なカリキュラム内容をCPに簡潔に記載するよう改訂を行いました。令和5年度は、大学院各専攻についても、学部と同様の観点で、令和6年度の改訂に向けたDP、CPのブラッシュアップを図っています。</p> <p>【経営協議会意見】（補充原則4-2①） ○引き続き、外部通報・相談窓口の運用においては、通報者・相談者保護に十分留意願いたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】 通報者・相談者保護については、引き続き、法令・規則等に基づき適切に対応しています。</p>
<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>（令和5年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況）</p> <p>【確認の方法】 令和5年9月19日に面談により、令和4年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見を聴取しました。</p> <p>監事からの意見及び対応については、以下のとおりです。</p> <p>【監事意見】（原則2-1-2） 構成員との対話の中で得られた構成員の考えや意見については、可能な範囲で施策に反映させるよう留意願いたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】 令和4年度学長ミーティングで教職員から出た意見を踏まえ、現在、改善施策の実施・検討を行っています。</p> <p>【監事意見】（原則4-2③） 職員の兼業について、職員が兼業許可制度を理解しやすいように、関係資料を見直すなど工夫願いたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】 兼業手続きマニュアルについて、兼業申請の概念や定義、許可申請を求められる兼業について例示を記載するなどして、より理解しやすい内容となるよう改訂を行う予定です。</p>

【監事意見】（原則4-2④）

兼業許可制度の周知や、情報セキュリティ教育の受講等、構成員の理解に必要な情報は確実に提供するよう留意願いたい。

【上記意見を踏まえた対応状況】

兼業手続きマニュアルを改訂し、改めて大学ホームページ等により学内に周知する予定です。また、教職員向けの情報セキュリティ研修を9月～12月の間に、学生向けの情報セキュリティ教育を10月～12月に実施し、未受講者に対しては、督促を行うなどの措置を講じることにより、確実な受講を促す予定です。

（令和4年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況）

【確認の方法】

令和4年9月28日に面談により、令和3年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、10月6日に文書により意見を聴取しました。

監事からの意見及び対応については、以下のとおりです。

【監事意見】（原則2-1-1）

○法人と大学が同じ方向を向き一体となって業務を実施するために、これまで以上に、学長自ら学内構成員に対し、大学を取り巻く環境、直面している課題、施策の狙い等を丁寧に説明することが望まれる。

【上記意見を踏まえた対応状況】

今年度は4月～7月に45歳未満の教職員を対象とした学長ミーティングを開催し、学長と教職員が直接コミュニケーションをとる機会を設け、学長自らが大学のビジョンや施策を説明するとともに、教職員の意見を聴取しました。学長から説明を行った大学の課題、施策等に関する構成員の理解状況については、ミーティングにおいてヒアリングするとともに、アンケート等によっても確認しています。また、聴取した意見に対しては、現在、重要事項について改善施策の実施・検討を行っているところです。また、令和5年1月には、学長年頭挨拶（オンデマンド配信）において、学長自ら学内構成員に対し、大学を取り巻く環境、直面している課題、施策の狙い等を説明しました。

なお、学長と構成員の直接対話の重要性に鑑み、相互の負担も考慮の上、適切な時期・頻度・対象において、定期的に学長ミーティングを実施する予定です。

		<p>【監事意見】（補充原則 2 - 1 - 2 ②） ○学長が適切な判断に基づきリーダーシップを発揮するためには、各組織での検討状況やステークホルダーからの意見などの情報を十分に把握する必要があるため、執行部と各組織間の連携・情報共有には十分留意願いたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】 原則、2週間に一度、大学運営連絡会（執行部の情報共有のための打ち合わせ）において、各理事・副学長から担当委員会等における審議内容及び結果を報告し、執行部と各組織間の連携・情報共有を図るとともに、速やかな情報伝達・情報共有に努め、特に重要な案件については、より丁寧な各組織との連携に留意しています。また、各組織においても、執行部の意向を十分踏まえたうえで方策を検討し、速やかに報告しています。</p> <p>【監事意見】（原則 4 - 2） ○令和3年度から構築・運用を開始している内部質保証の仕組みについて、引き続き、進捗状況や改善状況を確実に確認するなど、この仕組みが適切に機能するよう留意願いたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】 引き続き、「内部質保証」に関する規則を適正に運用し、継続的に点検・評価を行っています。点検においては、改善を要する事項や更なる向上が期待される事項等を抽出しており、その対応状況も含めて自己点検・評価を継続して実施しています。</p> <p>【監事意見】（補充原則 4 - 2 ④） ○学内構成員がコンプライアンスを遵守するためには、各構成員が必要な知識・情報を確実に獲得していることが必須となるため、研修等において、これまで以上に理解度を高めるような工夫をすることが望まれる。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】 コンプライアンス研修の理解度調査については、令和4年度から、全問正解を目指せるよう複数回の受験が可能な回答システムに変更し、基本的な知識の定着を図っています。正解率の低かった問題については、研修において重点的に説明し、理解度の低い構成員に対しては個別に説明を行うなど、理解度の底上げも図っています。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>その他の方法による確認は行っていません。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>本学では、令和 3 年 7 月 1 日に、「大学の理念」の改定を行い、大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた独自性のあるビジョンを掲げ、大学ホームページにて公表しています。</p> <p>大学の理念の改定にあたっては、学内に設置した将来構想WTにおいて議論を行うとともに、地方自治体や産業界等の多様な関係者の意見を聴き、社会からの要請の把握に努めています。</p> <p>また、大学の理念を具現化するため、第 4 期中期目標・中期計画を作成するとともに、大学戦略キャビネットにおいて、中期目標・中期計画を達成するための具体的な取組内容や時期、各年度の達成目標等を示したロードマップを策定し、大学ホームページに公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の理念／特色 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/ ・中期目標・中期計画・ロードマップ https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/middle-period-plan/
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>	<p>更新あり</p>	<p>平成28年度に実施した自己点検・評価、平成29年度に実施した外部評価において、目標・戦略の進捗状況を客観的指標を用いて検証し、その検証結果を基に、課題等を抽出のうえ、当該課題等に対する改善方策を策定し、その改善状況を大学ホームページで公表しています。</p> <p>また、中期計画・年度計画に掲げた目標・戦略の進捗状況や検証結果をまとめた業務実績報告書を作成し、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果を踏まえた改善状況を大学ホームページで公表しています。</p> <p>令和 4 年度からは国立大学法人法の改正により年度計画及び毎年度の業務実績報告は廃止されますが、それに代わる措置として、中期目標・中期計画を達成するための具体的な取組内容や時期、各年度の達成目標等を示したロードマップを策定し、本ロードマップに基づいて毎年度末時点での進捗状況を全学的に検証するとともに、それを基に改善を図った結果等を公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価、外部評価 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/self-monitoring/ ・業務実績報告書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/report/ ・国立大学法人評価 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/corporation-evaluation/

<p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>大学ホームページにおいて、経営に係る組織体制として法人組織と管理運営組織図を、教学に係る組織体制として教育研究組織図を、またそれらを支える事務組織図を掲載するとともに、各組織の権限と責任を規定した学内規則を公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人組織 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/organize/ ・ 管理運営組織図 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/chart/ ・ 教育研究組織図 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/organize/ ・ 事務組織図 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/organize/office_management_org/ ・ 学内規則集 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>大学ホームページにおいて、大学の自主性・自律性に基づき、「本学の理念」の実現に向けて、教育研究・社会貢献機能の一層の向上を目指した「国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針」を公表しています。その中で、人材の登用・確保について、「均衡ある年齢構成に留意しつつ、教育研究の一層の向上を目指し、女性や外国人等の雇用促進を進め国内外の多様な人材の登用・確保を図るとともに、障害者雇用についても全学で法定雇用率の達成及び維持に努める。」と明記しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/jinjikhon220324.pdf
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>更新あり</p>	<p>中期的な財務計画は、第4期中期計画において公表し、教育研究の費用及び成果等については、本学独自の取組として、毎年11月頃、前年度決算内容をもとに、本学の理念、将来ビジョン・戦略、ガバナンス体制、教育研究事業に対する資金の投入状況、教育研究の費用及び成果、財務諸表等を分かりやすく整理した「財務報告書」を作成し、大学ホームページで公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期中期計画 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/keikaku220401.pdf ・ 財務報告書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/financial-affairs-information/
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学の活動と運営を支えている学内外のステークホルダーに対し、財務状況や活動状況を分かりやすい形で提供することを目的に、前年度の決算を基にして、本学の理念、将来ビジョン・戦略、ガバナンス体制、教育研究事業に対する資金の投入状況、教育研究の費用及び成果、財務諸表等を示した「財務報告書」を作成し、大学ホームページで公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務報告書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/financial-affairs-information/

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いえる人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>「京都工芸繊維大学の理念」の実現に向けて、教育研究・社会貢献機能の一層の向上を目指した「国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針」を定め、人事院や国立大学協会が実施する各階層別研修に毎年職員を派遣するとともに、海外の大学等への長期派遣などを行うことで、各層に必要な能力の獲得に努めています。令和2年度には、将来構想ワーキングチームを設置し、教職員の参画により、20年後を見据えた大学運営等を検討し、法人経営の一旦を担うことで、長期的な視点に立った法人経営能力をもった次世代の幹部候補者の育成を行いました。</p> <p>「国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針」は、大学ホームページで公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/jinjikihon220324.pdf
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>理事、副学長には、本学の教員、私立大学学長経験者、外国人、女性を登用し、多様性及び経営層の厚みを確保しています。また、工学研究連携の経験が豊富な元教授を学長補佐として配しています。各理事・副学長の責任・権限を有する業務については、役職に明記しており、大学ホームページや大学概要等で公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/organize/executive/ ・大学概要 (P.22) https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/07/gaiyou2022.pdf
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は、原則、毎月開催のうえ、国立大学法人法及び国立大学法人京都工芸繊維大学役員会規則に規定する法人の重要事項について十分に検討・討議を行い、学長の意思決定を支えています。また、必要に応じて臨時で開催しています。役員会の議事録は大学ホームページにて公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000004.htm ・役員会議事録 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/yakuinkaigijiroku/
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>理事、副学長には、私立大学学長経験者、外国人、女性を登用し、経営層の厚みを確保しています。配置された理事・副学長は自身の経験と知見を活かせる業務を担当・掌理し、法人経営・大学運営に寄与しています。なお、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているかを明らかにするとともに、その目的に合致する人材の発掘・登用を行っており、その状況については大学ホームページにて公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/organize/ (法人の長を補佐する「外部の経験を有する人材」の参画をクリック)

<p>補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会は、学外委員の意見を聴き、その知見を法人経営に反映させるために、大学・行政・産業界といった分野から委員の選任を行っています。また、学外委員の選考にあたっては、「国立大学法人京都工芸繊維大学経営協議会規則」により、あらかじめ教育研究評議会の意見を聴くこととしており、その際に選考理由を説明し、任命しています。また、経営協議会の学外委員の選任にあたっての選考方針及び議題設定などの運営方法の工夫については、大学ホームページにて公表しています。</p> <p>・経営協議会の学外委員の選任にあたっての選考方針及び議題設定などの運営方法の工夫 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/minute/</p>
<p>補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>大学ホームページにおいて、学長の選考基準、選考方法、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しています。</p> <p>学長選考基準においては、学長に求める資質及び能力について、6つの項目を示しています。</p> <p>具体的な選考方法については、学長選考規則、学長選考の実施に関する要項に定めています。</p> <p>また、選考終了後、速やかに、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しています。</p> <p>・学長選考・監察会議 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/pres_appointmentcommittee/</p>
<p>補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長の任期、再任の可否、期間の上限等については、学長の任期に関する規則に定めており、当該規則を大学ホームページで公表しています。</p> <p>中期計画の策定及び実施と連動させるため、原則、任期の始期を中期目標期間開始の1年前とし、任期を3年、1回に限り再任可（ただし、就任時期によっては、この限りではない。）としています。</p> <p>・学長の任期に関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000090.htm</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>学長の解任の手続きについては、本学学長解任規則に定めており、当該規則を大学ホームページで公表しています。</p> <p>・学長解任規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000096.htm</p>

<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長の業務執行状況については、「国立大学法人京都工芸繊維大学における学長の業務執行状況についての評価の実施に関する要項」を定め、毎年度 1 回定期的に、業務実績のほか、学長との面談、監事の意見等も踏まえ評価を行い、評価の結果、必要があると認めるときは、学長に対して助言及び支援することとしています。また、評価結果については、学長本人に提示するとともに、大学ホームページで公表しています。</p> <p>・学長の業務執行状況の評価結果 https://www.kit.ac.jp/presidential-election-results/</p>
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>学長選考・監察会議の委員の選任方法及び選任理由については、大学ホームページで公表しています。</p> <p>経営協議会委員については、経営協議会において、学長選考・監察会議の審議の継続性、委員の持つ知見・経験のバランス等を考慮のうえ、互選により経営協議会の学外委員の中から 5 名選出しています。</p> <p>教育研究評議会委員については、教育研究評議会において、まず、選出方法（互選・投票等）を審議し、審議の結果、投票により実施することとなったため、教育研究評議会委員（学長・理事を除く）について、監事立会いのもと、5 名連記無記名投票（学長選考・監察会議委員としてふさわしいと思う者に「○」を附す方法）を実施し、順位が 1 位から 5 位までの者 5 名を選出しています。</p> <p>・学長選考・監察会議の委員の選任方法等について https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/pres_appointmentcommittee/iin_senkou/</p>
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>令和 3 年 3 月 1 日の学長選考会議で審議を行った結果、大学総括理事を置かないこととなりました。今後、大学総括理事を置くこととなった場合には、検討結果に至った理由を公表する予定です。</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>「国立大学法人京都工芸繊維大学業務方法書」により、内部統制に関する基本事項を定めるとともに、研究倫理、研究不正、利益相反、安全保障輸出管理、デュアルユース、ハラスメント、兼業、役職員倫理などの学内規程を定め、役職員がこれらを遵守することにより内部統制のシステムを運用しています。内部統制に係る規則、体制等は大学ホームページで公表しています。内部統制に係る各取組の実施状況は、監事監査等により確認し、その結果を教育研究評議会、役員会等において報告し、必要な改善、見直しを行っています。</p> <p>また、第 4 期中期計画には、内部統制に係る事項を定めており、中期計画の進捗状況については、内部質保証に関する規則に基づき、毎年度自己点検・評価を行い、必要に応じた見直しを行う体制を構築・運用しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人京都工芸繊維大学業務方法書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/method/ ・ 内部質保証に関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000476.htm ・ 研究活動の不正行為等の取扱いに関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000054.htm ・ 公的研究費取扱規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000123.htm ・ 利益相反マネジメント規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000069.htm ・ 安全保障輸出管理規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000228.htm ・ ハラスメントの防止等に関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000061.htm ・ 職員兼業規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000081.htm ・ 役職員倫理規則 https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000060.htm
--	-------------	---

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学の法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について分かりやすくステークホルダーに提供すべく、大学ホームページ、LINE、Twitter、facebook、YouTube、広報誌、プレスリリース、オープンキャンパス等、多様な媒体において、積極的に公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ホームページ https://www.kit.ac.jp/ ・ LINE http://line.naver.jp/ti/p/%40k-i-t ・ Twitter https://twitter.com/pr_kit ・ Facebook https://www.facebook.com/KIT.Kyoto ・ YouTube https://www.youtube.com/channel/UCCdmLiQsRJoLzGd2RNAzR1A ・ 広報誌 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/publish/
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>大学ホームページ、LINE、Twitter、Facebook、YouTube、広報誌、プレスリリースなど多様な媒体により、広く本学の取組・活動をPRするとともに、オープンキャンパスにおいて、主に高校生やその保護者を対象とした情報発信を行っているほか、学部生の保証人を対象に、教育内容及び就職等の状況を説明し、率直な意見・感想をいただく機会として教育懇談会を開催するなど対象に応じた積極的な情報発信を行っています。なお、大学ホームページにおいて、受験生、在学生、卒業生、研究者、企業、一般の方といった、対象者別のページを設けるとともに、英語版ページを作成し、海外の留学生や研究者等に向けても発信するなど、対象者の求める情報を適切に受け取れるような工夫を行っています（URLは上記原則 4 - 1 を参照願います）。</p>

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>更新あり</p>	<p>学生が身に付けることができる能力をディプロマ・ポリシーに、この能力を修得するために必要な教育プログラムの編成・実施方針をカリキュラム・ポリシーに定め、大学ホームページに公表しています。</p> <p>令和4年度は、教育プログラムを体系的に整理し、学生にとってよりわかりやすいものになるように、学部各課程のディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）に工織コンピテンシーの各要素を盛り込むとともに、DPを達成するための具体的なカリキュラム内容をCPに簡潔に記載するよう改訂を行いました。</p> <p>卒業生・修了生の進路状況、主な就職先、主な進学先等についても、大学ホームページ等において公表しています。</p> <p>また、学部学生の保護者には教育懇談会の際に、本学の教育方針及び履修・就職等の状況を直接説明し理解を深めていただく機会を設けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディプロマポリシー （学部） https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/06/2023_B-DP.pdf （大学院） https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/06/2023_MD-dp.pdf ・カリキュラム・ポリシー （学部） https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/06/2023_B-CP.pdf （大学院） https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/06/2023_MD-CP.pdf ・進路・就職 https://www.kit.ac.jp/career_index/
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/ ■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 https://www.kit.ac.jp/uni_index/publication/